

2016.10

届書コード	処理区分	届書
2 2 1 6		

決裁  
日付印

常務理事	事務長	課長	課長代理	係長	係

正

健康保険 産前産後休業終了時報酬月額変更届

◎◎◎  
⑤ 申出する方は、太枠部分で記入し、事業主あてに提出してください。  
⑥ ※ 印欄は、多胎児の場合は、氏名を列記してください。

① 健康保険被保険者の記号		② 健康保険被保険者の番号		給料締切日	給料支払日	当月翌月
				日	日	日
⑦ 年金手帳の基礎年金番号				① 被保険者の氏名		③ 被保険者の生年月日
				(フリガナ) 氏(名)		昭 5 年 月 日 平 7 年 月 日
⑧ 養育する子の氏名		④ 養育する子の生年月日		⑦ 産前産後休業を終了した年月日		⑥ 従前の標準報酬月額
(フリガナ) 氏(名)		平成 7 年 月 日		平成 7 年 月 日		健 千円 厚 千円
報 酬 月 額				⑤ 支払基礎日数17日以上月の報酬月額の総計		② 備考
⑨ 算定対象月の報酬支払基礎日数	⑩ 通貨によるものの額	⑪ 現物によるものの額	⑫ 合計	改定年月		a 遡及支払額 b 昇(降)給差の月額 c 昇(降)給
月 日	円	円	円	年 月	a 円	
月 日	円	円	円	平均額	修正平均額	
月 日	円	円	円	円	円	c 年 月
※ ⑤ 決定後の標準報酬月額		⑬ 産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いて育児休業等を開始していませんか。申出される被保険者の方が ( <input checked="" type="checkbox"/> ) してください。				<input type="checkbox"/> 開始していません
健 千円	厚 千円	(注) 産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いて育児休業等を開始した場合は、当該申出はできません。				<input type="checkbox"/> 開始しました

社会保険労務士の提出代行者印

受付日付印

上記のとおり被保険者から申出がありましたので提出します。

平成 年 月 日 提出

〒 -

事業所所在地

(事業主) 事業所名称

事業主氏名 ㊟

電 話 ( )

健康保険法施行規則第38条の3及び厚生年金保険法施行規則第10条の2の規定による申出をします。

東京都洋菓子健康保険組合理事長 あて

平成 年 月 日 提出

〒 -

住 所

氏 名 ㊟

電 話 ( )

副

## 健康保険 産前産後休業終了時報酬月額改定通知書

① 健康保険被保険者証の記号		② 健康保険被保険者証の番号		給料 締切日	当月 翌月	給料 支払日	当月 翌月	
※				日	日	日	日	
⑦ 年金手帳の基礎年金番号				① 被保険者の氏名		③ 被保険者の生年月日		⑨ 種別
				(フリガナ) 氏(名)		昭 5 年 月 日 平 7 年 月 日		2 6
⑤ 養育する子の氏名			④ 養育する子の生年月日		⑦ 産前産後休業を終了した年月日		⑧ 従前の標準報酬月額	
(フリガナ) 氏(名)			平成 7 年 月 日		平成 7 年 月 日		健 千円 厚 千円	
報 酬 月 額				② 支払基礎日数17日以上の月の報酬月額の総計		④ 改定年月		⑥ 備考
② 算定対象月の報酬支払基礎日数	③ 通貨によるものの額	④ 現物によるものの額	⑤ 合計			年 月		a 円
月 日	円	円	円	平均額		修正平均額		b 円
月 日	円	円	円	円		円		c 年 月
※ ⑤ 決定後の標準報酬月額		上記のとおり標準報酬が決定されたので通知します。						
健 千円		平成 年 月 日						
厚 千円		東京都洋菓子健康保険組合理事長						

上記のとおり被保険者から申出がありましたので提出します。	
平成 年 月 日 提出	
〒 -	
事業所所在地	
(事業主)	事業所名称
(事業主)	事業主氏名 様
電 話	( )

- この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に文書又は口頭で社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に対して審査請求することができます。また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2ヶ月以内に文書又は口頭で社会保険審査会(厚生労働省内)に対して行うことができ、処分の取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6ヶ月以内(再審査請求があったときは、その裁決があったことを知った日から6ヶ月以内)に、健康保険組合を被告として提起することができます。(ただし、原則として、決定又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。)なお、審査請求があった日から2ヶ月を経過しても決定がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起することができます。
- この通知を受け取ったら、すみやかに決定された事項を被保険者に通知しなければなりません。